

議案第86号

勝山市議会会議規則の一部改正について

勝山市議会会議規則の一部を改正する規則を別紙のように制定する。

平成30年2月27日提出

議会運営委員会委員長 北山 謙治

提案理由

広く市民へ開かれた議会を目指し、市民への公開性を高めるために、本会議での各議員の議案に対する賛否の状況を即時に明らかにする方法として、新たに投票機による押しボタン式記名投票を実施するため、この案を提出する。

勝山市議会規則第 号

勝山市議会会議規則の一部を改正する議会規則

勝山市議会会議規則(昭和 41 年勝山市議会規則第 2 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線で示す部分を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すとおり改正する。

改正前	改正後
<p>第 1 章 会議 第 8 節 表決 (起立による表決) 第 70 条 (略) 2 議長が起立者の多少を認定しがたいとき、又は議長の宣告に対して出席議員 4 人以上から異議があるときは、議長は、記名_____又は無記名の投票で表決をとらなければならない。 (投票による表決) 第 71 条 議長が必要があると認めるとき、又は出席議員 4 人以上から要求があるときは、記名_____又は無記名の投票で表決をとる。 2 <u>同時に前項の記名投票と無記名投票</u>の要求があるときは、議長は、いずれの方法によるかを無記名投票で決める。 (新設)</p>	<p>第 1 章 会議 第 8 節 表決 (起立による表決) 第 70 条 (略) 2 議長が起立者の多少を認定しがたいとき、又は議長の宣告に対して出席議員 4 人以上から異議があるときは、議長は、記名、<u>押しボタン式記名</u>又は無記名の投票で表決をとらなければならない。 (投票による表決) 第 71 条 議長が必要があると認めるとき、又は出席議員 4 人以上から要求があるときは、記名、<u>押しボタン式記名</u>又は無記名の投票で表決をとる。 2 <u>前項の投票について、同時に記名、押しボタン式記名又は無記名の 2 以上の方法</u>の要求があるときは、議長は、いずれの方法によるかを無記名投票で決める。 <u>(押しボタン式記名投票)</u> 第 72 条の 2 <u>押しボタン式記名投票を行なう場合には、問題を可とする者は投票機の賛成ボタンを、問題を否とする者は投票機の反</u></p>

<p>(選挙規定の準用) 第74条 (略) (新設)</p> <p>第10節 会議録 (会議録の記載事項) 第85条 会議録に記載し、又は記録する事項は、次のとおりとする。 (1)～(14) (略) (新設) <u>(15)</u> (略) 2 (略)</p>	<p><u>対ボタンを押すことによって投票しなければならない。</u> (選挙規定の準用) 第74条 (略) <u>2 押しボタン式記名投票を行なう場合には、第27条(議場の出入口閉鎖)、第30条(投票の終了)、第32条(選挙結果の報告)第1項及び第33条(選挙関係書類の保存)の規定を準用する。</u></p> <p>第10節 会議録 (会議録の記載事項) 第85条 会議録に記載し、又は記録する事項は、次のとおりとする。 (1)～(14) (略) <u>(15) 押しボタン式記名投票における賛否の氏名</u> <u>(16) (略)</u> 2 (略)</p>
--	---

附 則

この議会規則は、公布の日から施行する。